

意見書案 (令和5年2月定例議会)

No.	件名	提出会派	頁
1	「安全保障3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書(案)	日本共産党	2
2	統一協会と政治家との関係について調査し宗教法人法に基づく断固とした対応を求める意見書(案)	日本共産党	3
3	日本学術会議の独立性を侵害し変質を強行する「改革」方針の撤回を求める意見書(案)	日本共産党	4
4	「ゼロゼロ融資」の「債務別枠化」を求める意見書(案)	日本共産党	5
5	納税者の自己申告の権利擁護を求める意見書(案)	日本共産党	6
6	人工妊娠中絶薬の承認と必要な人に提供できる体制を求める意見書(案)	日本共産党	7
7	敵基地攻撃能力の保有、軍事費増額のための増税中止を求める意見書(案)	立憲無所属	8
8	「手話言語法」の早期制定を求める意見書(案)	立憲無所属	9
9	会計年度任用職員制度の改善を求める意見書(案)	立憲無所属	10
10	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書(案)	公明党	11
11	带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書(案)	公明党	12
12	保育士の配置基準の見直しを求める意見書(案)	市民の広場	13
13	出入国管理及び難民認定法に関する意見書(案)	創 s o w	14
14	学校給食の無償化を国に求める意見書(案)	創 s o w	15

「安全保障3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書（案）

岸田政権は昨年12月、国民や国会に事前に一切内容を示さず、「安全保障3文書」を閣議決定しました。

その内容は、「反撃能力」＝敵基地攻撃能力の保有と、5年間で43兆円もの防衛費をつぎ込む大軍拡を進めることです。

敵基地攻撃能力の保有は明白な憲法違反です。歴代政権は、他国に攻撃的な脅威を与える兵器を持つことは憲法の趣旨ではないとの立場をとってきました。この見解に照らせば「憲法の範囲内」との主張は成り立ちません。

「自分の国は自分で守る」という岸田政権の言い分も重大な偽りです。敵基地攻撃能力は集団的自衛権としても行使できるとされています。日本が攻撃されていなくても、米国が戦争を始めれば日本が他国にミサイルを撃ち込むことが可能になります。1月の日米共同声明では、「日本の反撃能力及びその他の能力の開発及び効果的な運用について協力の強化」と明記しました。これは、米軍の指揮統制のもと、自衛隊が敵基地攻撃能力を使って相手国に攻め込むことを、公然と宣言したものです。日本が報復攻撃され国土は焦土化します。こんな道を許してはなりません。

安保3文書は国内総生産(GDP)比2%以上の軍事費を掲げています。そうなれば、日本はロシアを抜き米国、中国に次ぐ世界3位の軍事大国になります。大軍拡は、暮らし破壊に結びつきます。政府は「歳出改革」と言いますが、社会保障大削減の危険があります。首相は軍事費の財源確保が「今を生きるわれわれの責任」と強調し、消費税など増税の意図を隠しません。

平和も暮らしも壊す敵基地攻撃、大軍拡をやめ、日本は憲法9条をもつ国として平和外交を進めるべきです。

よって、文京区議会は政府に対して、敵基地攻撃能力の保有と大軍拡を進める「安全保障3文書」の閣議決定を撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

財務大臣

防衛大臣

宛て

統一協会と政治家との関係について調査し 宗教法人法に基づく断固とした対応を求める意見書（案）

安倍晋三元首相に対する銃撃事件をきっかけに、統一協会（現在は「世界平和統一家庭連合」）とその関連団体の反社会的活動や政治家との癒着が浮き彫りとなり、大きな社会問題になっています。

統一協会は、「靈感商法」や多額の献金の強要、集団結婚などで多数の被害者を出してきました。全国靈感商法対策弁護士連絡会は、2021年12月までの35年間で統一協会に関する相談件数は、消費生活センターが受けた相談も含めると3万4,537件で、被害総額は1,237億円に上るとし、これは「氷山の一角」だと指摘しています。さらに、統一協会は「靈感商法」などで信者が逮捕され、団体に対し献金の返金などを命じる判決が下されるなどの事案を多数発生させており、司法によって繰り返し問題があると判断された団体です。

このように反社会的活動を繰り返す統一協会が、政治家との癒着を強めてきたことも大問題です。選挙活動の支援やパーティー券の購入などの見返りに、政治家が統一協会やその関連団体が行うイベントに出席し、祝電を送るなどで、統一協会の活動に「お墨付き」を与える結果となっており、政治家がこのような団体と癒着することは、国民の政治に対する不信感を増大させると共に、更なる被害者を生み出すことにつながりかねないからです。

なかでも、安倍晋三元首相と統一協会について、細田博之衆議院議長が「大昔から関係が深い」「長い間に実感していた」と明言したことから、疑惑は一層深まり、癒着の究明が益々求められています。

細田博之衆議院議長についても、自民党の「自主点検」から外されており、真相解明を求める国民の声に背を向ける不誠実な姿勢について「三権の長」でもある衆議院議長にふさわしくないとの厳しい批判も上がっています。

岸田文雄首相は昨年の内閣改造で、統一協会と関係を断つとしましたが、議員任せの「自主点検」で終わらせるなど到底許されません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、以下のように、統一協会と政治家との関係について調査し宗教法人法に基づく断固とした対応を求めます。

記

- 1 細田博之衆議院議長は、議院運営委員会など公開された国会の場で統一協会との関係について説明すること。
 - 2 国会及び政府は、統一協会と政治家の関係について徹底した調査を行うこと。
 - 3 政府は、統一協会(世界平和統一家庭連合)について宗教法人法による解散請求を行うと共に、税制上の優遇措置は止めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

衆議院議長

宛て

参議院議長

日本学術会議の独立性を侵害し変質を強行する 「改革」方針の撤回求める意見書（案）

政府は日本学術会議の「改革」方針を昨年 12 月に公表し、会員選考に第三者を関与させるなど、新たな仕組みを導入する法改定案を、今国会に提出する方針を示しています。

この動きに対し日本学術会議は、「独立性が侵害されるおそれがある」として強く再考を求める声明を発表し、多くの学会が賛同する声明をあげています。

日本学術会議は、アジア・太平洋戦争に科学者が動員され、協力したことの反省として、「政府から独立して職務を行う『特別な機関』として位置づけられて、1949 年に設立され、このことは 2017 年に日本学術会議が出した「軍事的安全保障研究に関する声明」の最初に明記されています。

2017 年の声明は日本学術会議が 1950 年に発した「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明や、1967 年の「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を継承しています。いずれの声明でも共通するのは、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念であり、決意です。

政府は日本学術会議の「改革」の必要性について、「透明性の確保」のためと言いますが本来、政府がやるべきことは、会員 6 名の任命拒否の経過と理由を明らかにすることです。任命拒否について政府の説明責任を果たさないまま、学術会議の変質を進めることは許されません。

日本学術会議を今後も「政府から独立して職務を行う『特別な機関』として存続させる課題は、国民にとって重要な関わりがあります。日本学術会議法の第五条は、日本学術会議が政策全般に関して学術の立場から政府に対して勧告や提言する権限を認めており、この間だけでも、東日本大震災に対応する緊急提言、原発事故に伴う健康影響の問題、福祉職・介護職の社会的待遇改善、気候変動問題、戦争目的の研究は絶対行わない問題、男女共同参画の実現、子どもの育成環境の改善、感染症対策と社会変革に向けた ICT 基盤構築問題など、地方自治含む国民生活の充実や安全に密接に関わる広範な領域に及んでいます。

日本学術会議会員が自らの専門性に基づく科学的な検討の結論を自由に述べることができ、学問の自由が確保されていてこそ、国民は安心して信頼を寄せることができます。

よって、文京区議会は政府に対して、日本学術会議の会員選考に第三者を関与させるなど、新たな仕組みを導入する法改定案を、今国会に提出しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

宛て

内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

「ゼロゼロ融資」の「債務別枠化」を求める意見書（案）

コロナ禍の経済悪化の中で実質無利子・無担保で資金を借りられる「ゼロゼロ融資」は、企業の資金繰りを緩和し、中小企業の倒産を低減させる役割を果たしました。

融資の返済がこれからピークを迎えますが、「ゼロゼロ融資」が過剰債務となることによって、返済ができなくなり、倒産する企業が急増する懸念が強まっています。「ゼロゼロ融資」をいったん通常の融資から切り離して「別枠債務」とし、新たな資金提供を可能にするなど、支援体制づくりが急務です。

東京商工リサーチによると、2022年の倒産件数は、6,428件と3年ぶりに前年を上回り、負債総額も5年ぶりに2兆円を超えました。7割が小規模倒産ですが、中堅規模の倒産が増加したことも影響しています。

また同社の調査では、「ゼロゼロ融資」を47.8%の企業が利用しています。このうち28.2%の企業が据置期間終了後に再び「返済猶予を受けている」「返済に懸念がある」と回答しました。同社は「23年7月から『ゼロゼロ融資』の返済開始のピークが見込まれており『過剰債務』への対応が急がれる」と警鐘を鳴らしています。

「ゼロゼロ融資」を「別枠債務」とすることで、新たな資金調達を可能にできます。中小企業庁は1月10日から、「ゼロゼロ融資」の返済負担を軽減する借り換え保証制度を始めました。さらに小規模事業者の債務の減免などに国の支援が必要であり、地域経済の支え手である中小企業を守る取組を強めるよう、国に強く求めます。

よって、文京区議会は政府に対して、「ゼロゼロ融資」の「債務別枠化」を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

宛て

経済産業大臣

納税者の自己申告の権利擁護を求める意見書（案）

岸田政権が昨年 12 月 23 日に閣議決定した「税制改正の大綱」（納税環境整備）に、「税理士でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設等」が盛り込まれました。自営業者や農業者、年金者、建設職人などが行う自主申告運動への介入に道を開くものであり、相談活動を厳罰で威圧することにもつながります。

政府が創設しようとしている「命令制度」は、税務相談を停止させる権限を財務大臣に与え、そのための実力行使も可能にするものです。停止命令を出すかどうかを調べるための質問検査権が国税庁・税務署に与えられます。

財務大臣の命令に従わなければ「1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金」が科されます。国税庁・税務署の調査を拒否したり、虚偽の答弁を行った場合、30 万円以下の罰金となります。出された命令の内容は 3 年間インターネット上で公表されます。

日本の税制は、「納付すべき税額が、納税者のする申告により確定することを原則とする」（国税通則法 16 条）という申告納税制度を採用しています。日本国憲法の「国民主権」の原則にもとづき、主権者である国民が自己の税金を計算し、申告し、納税することを通じて政治に参加するという理念を持っています。

戦前は、政府が税額を決めて国民はそれに従うという賦課徴収制度でしたが、戦後の日本国憲法のもとで民主的な税制に即した手続き的権利のひとつとして認められたのが「申告納税制度」です。

「命令制度」を創設して、納税者同士の税金相談に国家権力が介入し、厳罰で「停止」させることは、日本国憲法の基本的人権や幸福追求権などに反するものと言わねばなりません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、以下のことを国に求めます。

記

- 1 納税者が行う税金相談に国が介入できる規定を創設しないこと。
- 2 納税者権利憲章を制定し、納税者の権利を擁護・発展させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

人工妊娠中絶薬の承認と必要な人に提供できる体制を求める意見書（案）

厚生労働省は1月27日、国内初となる人工妊娠中絶のための飲み薬について、薬事承認を了承しました。ただし、同省は「社会的関心が高く、慎重な審議が必要」だとし、2月に意見公募を実施したうえ、上部組織の薬事分科会で再審議するとし、正式な承認は先送りにしました。

日本では初期中絶の場合、世界保健機関（WHO）が「安全性に劣る時代遅れの中絶法」とする搔把法による手術が今も主流となっておりますが、人工妊娠中絶薬は80か国以上で使用されており、WHOが安全な手法として推奨し、国連が基本的人権と位置づける「安全な中絶」を受ける権利を保障するうえで重要な役割を果たしています。

厚労省は、中絶薬の投与を指定医の確認のもとで行い、中期中絶の薬と同等の厳格さで流通や使用状況を管理する方針ですが、今回審議された中絶薬（ミフェプリストン、ミソプロストール）は、WHOが指定する必須医薬品です。

女性や妊娠する身体を持つ人の「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」を保障するため、より身体への負担が少なく、安全な人工妊娠中絶薬の早期実用化と、必要とする人には誰にでも提供できる体制を整備することが必要です。

よって、文京区議会は政府に対して、人工妊娠中絶薬の承認と必要な人に提供できる体制整備を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣 宛て

敵基地攻撃能力の保有、軍事費増額のための増税中止を求める意見書（案）

政府は、歴代政権が憲法違反としてきた「反撃能力」（敵基地攻撃能力）の保有を方針化しました。これによって、「海外での武力行使」を禁じている憲法9条に基づき、自国領域内での武力行使に限る「専守防衛」を大転換しようとしています。北朝鮮のミサイル問題など「安全保障環境」を口実に、国家安全保障戦略などの安保3文書を改定し、他国領土への攻撃に道を開く「敵基地攻撃能力」の保有を明確化しました。敵基地攻撃能力を必要とする理由について、「国家安全保障戦略において、中国や北朝鮮が開発を進める極超音速ミサイルなどは、現在の日本の迎撃能力では対応が困難」だと説明し、敵基地攻撃能力を持つことで、日本への攻撃を思いとどまらせるとしています。

この考え方には危険な要素が含まれます。敵基地攻撃能力は日本への武力攻撃がない段階でも、集団的自衛権の行使（存立危機事態）により、米軍からの要請があれば海外で武力攻撃を行う可能性があり、相手国の全域が攻撃対象となります。

さらに、日本が相手国の攻撃で実際に被害を受けていなくても、「相手が攻撃に着手した」と判断すれば、敵基地攻撃能力を発動する可能性もあり、相手国が国際法に反する「先制攻撃」と判断し全面戦争になることも十分にあり得ます。

また、同時に行われている大軍拡の議論では、巡航ミサイル「トマホーク」を500発配備など、軍事費を国内総生産（GDP）比2%以上、5年間で43兆円に引き上げる計画です。加えて、5年後以降も11兆円を確保するために年1兆円の増税が検討されています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、戦後防衛政策の根幹である「専守防衛」の形骸化に繋がる憲法違反の敵基地攻撃能力の保有計画の中止と、増税によって国民の暮らしを押しつぶす軍事費2倍化の即時中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

宛て

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

「手話言語法」の早期制定を求める意見書（案）

2006年に国連総会で採択された「障害者権利条約」に手話が言語の一つであるということが明記され、わが国では「障害者基本法」に「言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められています。音声言語を聞くことができないろう者にとって、手話は日常生活や社会生活を営む上で重要な独自の言語であり、情報獲得の手段です。

2022年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、成立の際の附帯決議に手話言語法の立法の検討が盛り込まれました。同年9月には国連・障害者権利委員会から、手話を公用語として法律で認めるべきとの勧告が日本政府に出されています。これまで、地方議会での手話言語条例の施行や「手話を広める知事の会」の発足など、全国各地でも取組が進められてきました。手話を言語として認め、ろう者が安心して日常生活や社会参加を進められるよう、手話の習得の機会の拡大や手話文化の継承・発展を図っていくことが必要です。東京都では、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、手話言語条例が制定されています。こうした状況を踏まえ、早急な対応が求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 手話の習得及び手話文化の保存に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「手話言語法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 国及び地方公共団体は、ろう児の乳幼児期からの第一言語としての手話の習得に関するろう児並びに保護者及び家族に対する必要な情報の提供、第一言語としての手話の習得に関するろう児に対する支援をはじめ、必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、教育機関において手話を習得する機会が十分に確保されるように、ろう者である教職員の養成、その他の手話の能力を有する教職員の充実に、必要な施策を講ずるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書（案）

2020年4月1日、新たな非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が施行されました。コロナ禍において、臨時・非常勤をはじめとする自治体職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠です。雇用の安定を図るため、給与水準や労働条件について、同一価値労働同一賃金の促進に則った処遇改善を行うべきです。

しかし、残念ながら賃金・労働条件について、新制度の趣旨・目的とは異なり、常勤職員及び国の非常勤職員との均衡、権衡が図られていない状況にあり、これ以上放置することはできません。文京区においても、正規職員と同数以上の会計年度任用職員が雇用されており、この方々がいないと業務が遂行出来ない状況です。

今通常国会に提出される地方自治法改正案において、短時間会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備が行われることは、一歩前進と言えますが、課題はまだ残されています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、会計年度任用職員制度の改善を図るため、次の事項について、万全の対策を講ずるよう、強く求めます。

記

- 1 所要額の調査の定期的実施など、国において会計年度任用職員の実態を把握すること。
- 2 有給の夏季・冬季休暇の付与について、正規・非正規労働者の間で取扱いが異なることについて、「不合理な格差」にあたるとした最高裁判決も踏まえ、国・地方ともに常勤職員と同じ取扱いとすること。
- 3 会計年度任用職員の給与水準を引き上げること。
- 4 会計年度任用職員の実態や当事者の意見を踏まえ、格差を是正・解消するため、引き続き必要な制度の改善を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書（案）

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されています。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていません。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されていますが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されています。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じています。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なります。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体があります。

よって、文京区議会は政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣 宛て

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものです。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされていますが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくありません。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれています。

よって、文京区議会は政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

財務大臣

宛て

厚生労働大臣

保育士の配置基準の見直しを求める意見書（案）

安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が必要です。

コロナ禍において、保育現場では保育士達は感染リスクの不安と緊張の中にもありながらも保育受入れを維持し、社会基盤としての保育所の責任を果たしてきました。

しかし、一方では、保育施設における死亡事故や児童虐待が生じ、保護者は子ども達が安全・安心に生活し、遊び、成長する場に対する不安を強く感じています。

保育士の処遇については、近年、公定価格への加算により、一定の充実が図られているものの、保育所の保育士の配置を定める配置基準は、4歳児から5歳児で70年以上、1歳児から2歳児では50年以上も変わっていません。多くの自治体が独自に基準に上乘せして職員を増やしていますが、こうした施策の充実は、本来、地域によって差異があるべきではありません。2023年度予算案において、政府は4歳児を預かる保育所のうち、保育士1人がみる子どもの数が25人以上の施設を対象に、追加で保育士を雇える補助を拡充するとしていますが、対象を定員121人以上の大規模保育所に限るとして

います。

保育所配置基準の見直しは、10年前の「社会保障と税の一体改革」の際に改善の方向性が確認されています。今年4月には、「こども家庭庁」が創設され、岸田総理からは「子ども政策予算倍増の道筋を示していきたい」との発言もありました。

コロナ禍にあって、様々な業務が多忙化する中で、保育サービスの担い手を確保するためにも、また、子ども達の成長のために、安全・安心な場を確保するためにも、保育士配置基準の見直しは必要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、子ども施策の最優先課題の1つとして、保育所の保育士の配置基準の見直しを早急に行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策） 宛て

衆議院議長

参議院議長

出入国管理及び難民認定法に関する意見書（案）

政府は、2021年に廃案になった出入国管理及び難民認定法改正案を一部修正し、開会中の通常国会に再提出しようとしています。

先に廃案になった法案は難民申請をしている外国人でも強制的に母国に送還されることや、退去命令に従わない人に罰則を設けるなどの点が難民条約違反、人権侵害であるなどと国内外から批判を浴びました。

新たな改正案においても、前回提出の法案に含まれていた3回以上の申請を繰り返す難民申請者の送還を可能にする措置などが盛り込まれると見られ、外国人支援団体や難民申請中の当事者などから心配の声が上がっています。

改正入管法再提出の報道とタイミングを同じくして、UNHCR駐日事務所はその公式SNSにおいて、難民条約第33条に明示的に規定されている、難民は彼らが迫害の危険に直面する国への送還に対する保護を享受することができるとするノン・ルフールマン(non-refoulement)原則や2012年UNHCR「庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン」を再掲しています。

先の法務大臣会見において、改正法案の内容は検討中と説明されていますが、国は1981年に批准した難民条約に基づき、適切な難民保護制度を確立し、広く母国で迫害等を受け、日本に逃れてきた方たちを保護するための人道的な出入国管理制度及び難民認定制度への抜本的改革を行うべきです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の3点を含む出入国管理制度及び難民認定制度への改善を求めます。

記

- 1 人権に配慮のない長期にわたる収容を防ぐために、収容要件及び収容期間の上限を定め、裁判所によって収容の可否及び期間を審査する制度を創設すること。
- 2 送還により命の危険にさらされる紛争地から逃れてきた外国人を適切に保護する定義を規定すること。
- 3 難民の保護を十分に行いながら難民認定手続きを行う組織を出入国在留管理庁とは別に設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

学校給食の無償化を国に求める意見書（案）

学校給食は学校給食法の第一条において、「食育の推進」が目的として位置づけられており、教育活動です。また、日本国憲法の第二十六条において、義務教育はこれを無償とすると位置づけられていることから、給食は教材の一部として、教科書と同じく全国すべての小中学校において無償で実施されるべきです。

しかしながら、令和3年度全国学校給食実施状況等調査によれば、全国の国公私立学校における学校給食実施率は95.6%であり、また、完全給食（主食、おかず及びミルクから成る給食）の実施率は94.3%と、なかなか100%に至りません。

一方で、学校給食を無償化している自治体は、文部科学省が2017年に実施した調査では、当時の全国1740市町村のうち、小中学校ともに無償化を実施していたのは76自治体でしたが、一部報道機関の調査によれば、昨年末時点ではさらに254自治体まで増えているとのことです。また、昨年、葛飾区が学校給食の無償化を特別区で初めて発表したことにより、より規模の大きな自治体で無償化の検討の動きが広がっています。

公教育の機会均等の立場からも居住する地域によって、教育費負担に著しい格差を生じさせている現状を改善することが求められています。

2016年に行われた政府の経済財政諮問会議では、子ども子育て世帯への支援拡充の一環として、給食費の無償化が提案され、そのためには年間5,120億円が必要と試算され、安倍政権は子育て支援への支援拡充を「一億総活躍社会」の実現の柱としていましたが、その後の検討の状況が見えないことは、全国の保護者、教育関係者を落胆させています。

よって、文京区議会は政府、国会及び東京都に対し、以下のことを求めます。

記

- 1 国の責任において、全国の全ての自治体で学校給食を完全に実施すること。
- 2 学校給食費の保護者負担を無償にするよう財源を確保すること。
- 3 既に学校給食の無償化を行っている自治体に対し速やかに財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

東京都知事